

管理技術者及び照査技術者の選任

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定める必要がある。

業務名	子育て世代包括支援センター周辺整備工事	
業務場所	江田島市子育て世代包括支援センター隣接地 (江田島市江田島町中央四丁目18656-14)	
○印がある部分の技術者が必要である。		
業務の種類	管理技術者	照査技術者
設 計 業 務	(○) (資格要件は別表参照)	(○) (資格要件は別表参照)
	設計業務の種類 造園	設計業務の種類 造園
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測 量 業 務	() (資格要件は測量士)	() (資格要件は測量士)
地質及び土質調査業務	() <small>〔地質調査業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者〕</small>	() <small>〔地質調査業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者〕</small>
用 地 調 査 等 業 務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)

委 託 業 務	管理技術者及び照査技術者資格要件		
設計業務	(1)技術士又はシビルコンサルタントマネージャーの資格保有者(『設計業務等共通仕様書』第1106条)		
	設 計 業 務 の 種 類	技 術 士	シビルコンサルタント マネージャー(RCCM)
	設計業務の種類	技術士法(昭和58年法律第25号)第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格(『測量及び建設コンサルタント業者名簿』(以下『名簿』という。)の「有資格者数」の欄中「技術士(建設)」に該当する。)	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格
	河川・砂防及び海岸		同上
	港湾及び空港		同上
	電力土木		同上
	道路		同上
	鉄道		同上
	造園		同上
	都市計画及び地方計画		同上
	地質		同上
	土質及び基礎		同上
	鋼構造及びコンクリート		同上
	トンネル		同上
	施工計画・施工設備及び積算		同上
	建設環境		同上
	上水道及び工業用水道	上記法に定める技術部門「水道部門」に該当する資格(『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士(水道)」に該当する。)	同上
	下水道		同上
	農業土木	上記法に定める技術部門「農業部門」に該当する資格(『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士(農業)」に該当する。)	同上
	森林土木	上記法に定める技術部門「林業部門」に該当する資格(『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士(林業)」に該当する。)	同上
	(2)(1)と同等の能力と経験を有する技術者(同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。)実務経歴書を添付		
	① 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目(橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント等業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者。		
	② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者。		
	③ その他の者にあたっては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者。		
測量業務	測量士(『測量業務共通仕様書(案)』第108条)資格証の写し(コピー可)を添付		
用地調査等業務	管理技術者 『用地調査等共通仕様書』第2条第5号に規定する「主任担当者」(資格要件は次のいずれかに該当する者) (1) 受注した用地調査等のうち主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 実務経歴書を添付 (2) 受注した用地調査等のうち主たる補償業務に関する補償業務管理士 資格を証する書面(コピー可)を添付 (3) 補償コンサルタント登録規定第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者(補償業務管理者) 登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済を証する書面の写し(コピー可)(登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの)を添付 (4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者 実務経歴書を添付 照査技術者 管理技術者と同じ		